

情報公開規程

株式会社レキオス

（目的）

第1条

この規程は、株式会社レキオス（以下「当社」という。）の活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的かつ適正に公開するために必要な事項を定めることにより、透明性の高い運営を推進し、社会からの信頼を確保することを目的とする。

（法人の責務）

第2条

当社は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第5条に規定する公開対象情報につき一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

（利用者の責務）

第3条

本規程に基づき情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（公開の原則）

第4条

当社は、法令及び定款に基づき、情報公開を行う。
公開にあたっては、正確性・迅速性・公平性を確保する。

（公開対象情報）

第5条

公開する情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款及び諸規程
- (2) 事業計画書及び事業報告書
- (3) 財務諸表及び監査報告書
- (4) 財産目録

(5) 株主総会及び取締役会その他重要会議の議事録（法令及び社内規程により公開可能な範囲）

(6) その他、取締役会が公開を適当と認めた情報

（公開方法）

第6条

当社は、法令により開示が義務付けられている情報のほか、この規程及び個人情報等管理規程の定めるところにより、情報を公開する。

（非公開情報）

第7条

次の各号に該当する情報は公開しない。

- (1) 個人情報その他個人の権利利益を害するおそれのある情報
- (2) 営業秘密その他当社の競争上の利益を害するおそれのある情報
- (3) 知的財産権を侵害するおそれのある情報
- (4) 公開することにより当社の事業運営又は安全管理に著しい支障を及ぼすおそれのある情報
- (5) 法令又は契約により公開が制限されている情報

（費用負担）

第8条

公開対象資料の閲覧は、無料とする。なお、閲覧した者又は複写を希望する者から複写の請求があったときは、原則として実費負担を求め、これに応じる。

（電磁的記録）

第9条

公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求については、電磁的方法その他当社が適当と認める方法により閲覧又は提供するものとする。

（その他）

第10条

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、取締役会の決議により定める。

（管理）

第11条

情報公開に関する事務は、当社の各管理担当部署が統括管理する。

(規程の改廃)

第 12 条

この規程の改正または廃止は、取締役会の議決によって行う。

附則

この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(様式)

閲覧申請書

株式会社レキオス
代表取締役 宜保文雄 殿

申請年月日
申請者住所 (〒 -)

申請者氏名
連絡先

1. 閲覧の目的

2. 閲覧対象資料